番号: 150173 国名:セルビア

担当:産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 第一チーム

案件名:投資促進アドバイザ—業務

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:投資促進

(2)格付:2号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:全体 2015年5月中旬から2016年5月下旬まで

(2) 業務M/M:国内 1.45M/M、現地 7.67M/M、合計 9.12M/M

(3)業務日数:

1 7 11 100 100 100 100 100 100 100 100 1				
国内準備	第1次現地派遣	第1次国内作業	第2次現地派遣	第2次国内作業
10日	50日	4日	90日	10日
第3次現地派遣	帰国後整理			
90日	5日			

- 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所
- (1) 簡易プロポーザル提出部数1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3)提出期限:4月22日(12時まで)
- (4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易 プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム >JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留 意ください。

- 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点
- (1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 ②業務実施上のバックアップ体制等 16点 4点

(2)業務従事者予定者の経験能力等:

①類似業務の経験

28点

②対象国又は同類似地域での業務経験

8点

③語学力

16点

④その他学位、資格等

12点

16点

⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション

(計100点)

類似業務	投資促進に関連する各種業務
対象国/類似地域	セルビア/全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:なし

(2) 必要予防接種:なし

6. 業務の背景

セルビア経済は、世界金融危機やギリシャ財政危機により貿易量の減少、公的債務の増大といった 負の影響を受けた結果、不安定な状況が続いている。また、若年層を中心として高い失業率(全体で 約25%、若年層は約50%)を抱えており、地元企業の成長のみでは十分な雇用を創出できない状況と なっている。そのため、セルビア経済の活性化及び安定的な成長に向けた、新たな雇用の創出、産業 振興に資する外国企業からの投資の誘致が大きな課題となっている。

他方、高い高等教育への進学率(約53%)や、東欧の中でも高い水準の英語力を有する安価な労働力の存在(労働者の平均給与はクロアチアの半分程度の水準)は域内の周辺国と比較した際のセルビアの優位性となっており、近年、EU諸国、米国のみならず新興国(中国、韓国、トルコ、中東湾岸諸国等)からの企業進出が活性化している等、セルビアは投資先としての高い潜在性を有している。また、セルビアはEU・中南欧州諸国、ロシア、トルコ等と自由貿易協定を結んでおり、これらの市場へのアクセスが容易である点も投資先としての大きな利点と言える。

旧ユーゴスラビア時代には、数多くの本邦企業がセルビアに進出していたが、内戦を機に撤退し、現在では数社ほどしか進出していない。これは、本邦企業が投資判断にあたり参照するセルビアの投資環境に関する情報や投資家に対する支援サービスの内容が十分でないことが原因の一つと考えられる。

こうした状況のもと、セルビア政府より、投資環境に関する情報の把握・分析を行い、分析結果に基づく助言・技術指導等(特に本邦企業のセルビアへの誘致に向けた具体的助言)をセルビア投資輸出促進庁(Serbia Investment and Export Promotion Agency: SIEPA)に対して行う専門家の派遣が要請された。同要請を受け、JICA は SIEPA に対して、投資促進アドバイザーの派遣を行うこととなった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、セルビアの投資動向、投資環境、投資促進に向けた取り組み等の把握・分析等を通じ、同国への投資促進にあたっての課題を整理した上で、本案件のカウンターパート(以下、C/P)機関である SIEPA の外国企業 (特に本邦企業) に対する投資誘致活動を支援する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2015年5月中旬~5月下旬)
- ① 既存資料からの情報収集や在京セルビア大使館との面談を通じて、セルビアのビジネス環境の現状、 課題点を把握する。具体的には、セルビアに対する投資動向、セルビアの投資環境、SIEPA 等のセ ルビア政府関係機関による投資促進に向けた取り組みの内容やその実施体制等について情報を収 集し、分析、整理を行う。

また、セルビアの産業構造・貿易投資動向、立地条件、バリューチェーン等を踏まえて、同国の投資ポテンシャルを検証する。

- ② セルビアに進出済みの企業や、投資ポテンシャルがあると想定される産業に属する本邦企業に対して、セルビアへの投資意欲や同国への投資にあたっての阻害要因等に関するヒアリングを行う。 調査対象企業数は 10 社程度を目安とする。
- ③ ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー(以下、「セルビア周辺国」)に進出済みの本邦企業に対して、当該国における事業概要(事業内容、主な顧客・サプライヤー等)、進出国への投資を決定した理由、同国におけるビジネス実施上の課題、セルビアへの投資意欲や同国への投資にあたっての阻害要因等に関するヒアリングを行う。調査対象企業数は10社程度を目安とする。
- ④ 上記①~③の調査結果を踏まえ、周辺国との比較の視点も含め、セルビアの投資ポテンシャルの再 検証、投資促進に向けた課題分析を行う。
- ⑤ 上記①~④の調査結果を踏まえ、ワークプラン(英文)を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に 提出の上、説明を行う。

- (2) 第1次現地派遣期間(2015年5月下旬~2015年7月中旬)
- ① 現地業務開始時に JICA バルカン事務所、SIEPA にワークプラン(英文)を提出し、内容の説明を行う。また、SIEPA からのヒアリングを通じ、セルビアに対する投資動向、セルビアの投資環境、投資促進に向けた取り組みの具体的な内容(セルビアの投資環境に関する情報提供(投資ガイド、ウェブサイト)、投資セミナー・商談会等の開催、海外からの視察団の受入、個別企業へのアドバイス、投資関連データの収集・分析・活用、投資許認可手続き等)やその実施体制等について、詳細情報を収集し、分析、整理を行う。
- ② セルビアに進出済みの外国企業(特に本邦企業)に対して、セルビアへの投資を決定した理由、 同国におけるビジネス実施上の課題、セルビア周辺国への投資意欲やこれらの国への投資にあたっての阻害要因等について情報収集を行う。
- ③ 上記①、②の調査結果を踏まえ、周辺国との比較の視点も含め、SIEPAとともにセルビアの投資ポテンシャルの再検証、投資促進に向けた課題分析を行う。
- ④ 上記③の分析結果を踏まえ、以下の項目を中心に、SIEPAの投資促進機関としての機能強化を図るために取り組む事項を取りまとめたアクションプランを SIEPA とともに作成検討する。アクションプランの作成にあたっては、特に本邦企業からの投資の促進に向けた具体的活動を重点的に検討すること。
 - (ア) SIEPA の能力向上に向けた活動

SIEPAが実施している業務(セルビアの投資環境に関する情報提供(投資ガイド、ウェブサイト)、 投資セミナー・商談会の開催、海外からの視察団の受入、個別企業へのアドバイス、投資デー タの収集・分析・活用、投資許認可手続き(ワンストップサービスの運営等)等)の改善を通 じ、SIEPAの能力向上につなげる具体的活動

なお、具体的活動の一つとして、SIEPAが、セルビア周辺国に進出している企業(特に本邦企業)に対するヒアリング等を通じて、セルビアとセルビア周辺国の投資環境を比較・分析し、投資促進のための戦略を策定する調査を実施することを想定しているため、同調査の実施計画の作成を支援する。現時点で想定される調査の内容は以下のとおり。

- ア)ヒアリング対象企業数:30 社程度、内本邦企業は25 社程度(セルビアに対する投資ポテンシャルが高い産業に属する企業を対象とする。)
- イ) 企業に対する主なヒアリング事項
 - ・当該国における事業概要(事業内容、主な顧客・サプライヤー等)
 - ・セルビア周辺国に対する投資を決定した理由及びビジネス実施上の課題
 - ・セルビアへの投資意欲及び同国への投資にあたっての阻害要因
- (イ)投資環境の改善に向けた制度面の課題

投資促進機関としての SIEPA の機能改善にも資する、SIEPA の所掌範囲外の制度面の課題と解決の方向性

- ⑤ 現地業務結果報告書(第1次) (英文)を作成し、JICA バルカン事務所、SIEPA に提出・報告する。
- (3)第1次国内作業期間(2015年7月中旬~8月下旬)
- ① 第1次現地派遣期間の業務結果について JICA 産業開発・公共政策部に報告する。
- ② セルビアへの投資ポテンシャルの検証結果を踏まえ、セルビアへの投資の可能性が見込まれる本邦企業 10 社程度に対して、在京セルビア大使館とともにセルビアの投資先としての魅力を説明するととともに、セルビアへの投資意欲、投資にあたっての阻害要因について追加的にヒアリングを行う。
- ③ 第2次現地派遣期間におけるワークプラン(英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出

- の上、説明を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間(2015年9月上旬~2015年11月下旬)
- ① 現地業務開始時に JICA バルカン事務所、SIEPA 等にワークプラン(英文)を提出し、内容の説明を行う。
- ② 第1次現地派遣期間中に作成したアクションプランに基づき、SIEPAが投資促進機関としての機能強化に向けた活動を進める上での支援を行う。制度面の課題については、必要に応じ SIEPA の上位官庁である財務経済省との意見交換等を行い、その解決を支援する。
- ③ 上記②の一環として、第1次派遣期間中に作成した実施計画に基づき、セルビア周辺国進出企業に対するヒアリングへの同行を含め、SIEPAによるセルビアとセルビア周辺国の投資環境の比較・分析調査の実施を支援し、投資促進のための戦略策定にあたっての助言を行う。
- ④ 現地業務結果報告書 (第2次) (英文)を作成し、JICA バルカン事務所、SIEPA に提出・報告する。
- (5) 第2次国内作業期間(2015年12月上旬~12月中旬)
- ① 第2次現地業務期間の業務結果について JICA 産業開発・公共政策部に報告する。
- ② 投資促進活動の一環として、SIEPA を含むセルビア側関係者を招聘、本邦で開催することを想定しているセルビア投資促進セミナー(半日程度、100 名程度の参加を想定)に参加し、SIEPA の関係者と連携してセルビアの投資環境や投資ポテンシャルに関する発表を行う。セルビア関係者の招聘、セミナーの開催に関する各種事務手続き(航空券・宿舎手配、会場手配、通訳傭上、各種機材手配、参加者への周知等)については JICA 本部、在京セルビア大使館等が連携しつつ対応することを想定しているが、本業務従事者は SIEPA との連絡調整等について必要な支援を行う。
- ③ 上記招聘の機会を捉え、SIEPA がセルビアに投資する可能性が見込まれる本邦企業(5 社程度を想定)等と個別に打ち合わせを行うにあたっての支援を行う。
- ④ 第3次現地派遣期間におけるワークプラン(英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出の上、説明を行う。
- (6) 第3次現地派遣期間(2016年2月上旬~2016年4月下旬)
- ① 現地業務開始時に JICA バルカン事務所、SIEPA 等にワークプラン(英文)を提出し、内容の説明を行う。
- ② 第1次現地派遣期間中に作成したアクションプランに基づき、第2次現地派遣期間に引き続き、 SIEPAが投資促進機関としての機能強化に向けた活動(含むセルビアとセルビア周辺国の投資環境 の比較・分析調査)を行う上での支援を行う。
- ③ アクションプランの実施結果を踏まえ、投資促進機関としての更なる機能強化に向けて SIEPA が 今後取り組むべき事項について提言を取りまとめる。
- ④ 投資促進活動の一環として、欧州で本邦企業の進出が多い都市において、SIEPA が本邦企業向け セルビア投資セミナーを開催する場合(現時点ではロンドン、デュッセルドルフ、アムステルダ ムのいずれかの都市での開催が検討されている)、必要に応じてセミナー開催にあたっての助言を 行うとともに、SIEPA の関係者と連携してセルビアの投資環境や投資ポテンシャルに関する発表 を行う。
- ⑤ 一連の活動の成果を現地業務結果報告書(第3次)(英文)に取りまとめ、JICAバルカン事務所、

SIEPA に提出・報告する。

(7)帰国後整理期間(2016年5月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(第1次、第2次、第3次)

各英文3部(SIEPA、JICAバルカン事務所、JICA産業開発・公共政策部)

(2) 現地業務結果報告書(第1次、第2次、第3次)

各英文3部(SIEPA、JICA産業開発・公共政策部、JICAバルカン事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA産業開発・公共政策部、JICAバルカン事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html) を参照願います。 留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒イスタンブール⇒ベオグラード⇒イスタンブール⇒成田を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構バルカン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を 委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

・セルビア周辺国における車両借上げ費

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:現地業務費の受け取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は 2015 年 5 月下旬~2015 年 7 月中旬、2015 年 9 月上旬~2015 年 11 月下旬、2016 年 2 月上旬~2016 年 4 月下旬を予定しています。なお、現地業務期間について、コンサルタントはプロポーザルで提案できることとする。

② 現地での業務体制

本業務従事者単独での活動となります。

③ 便宜供与内容

JICAバルカン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎:あり イ) 宿舎手配:あり

- ウ) 車両借上げ:なし(業務従事者が車両の手配を行います。セルビアにおいてはJICAバルカン事務所が車両借上げ経費に対する支出・精算を行い、セルビア周辺国においては、9. (2)に記載のとおり業務従事者が臨時会計役として支出・精算を行います。)
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ:第1次現地派遣時のSIEPAとの面談のみ、JICAバルカン事務所がアレンジする。
- カ) 執務スペースの提供:SIEPAオフィス内の執務スペースの提供(ネット環境完備)

(2) 参考資料

本件に関連する情報は、以下のSIEPAのウェブサイトから入手いただけます。 http://www.siepa.gov.rs/sr/

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。 実施時期:4月28日(火)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

② 実施場所:独立行政法人国際協力機構内会議室

(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、 調達部までお問い合わせください。)

- ③ 実施方法:
 - 一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

以上